

社会保障審議会 介護保険部会（第109回）	資料 3 - 1
令和 5 年12月 7 日	

改正介護保険法の施行等について（報告）

厚生労働省老健局

地域包括支援センターの体制整備等について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域包括支援センターの体制整備等（令和6年4月1日施行）

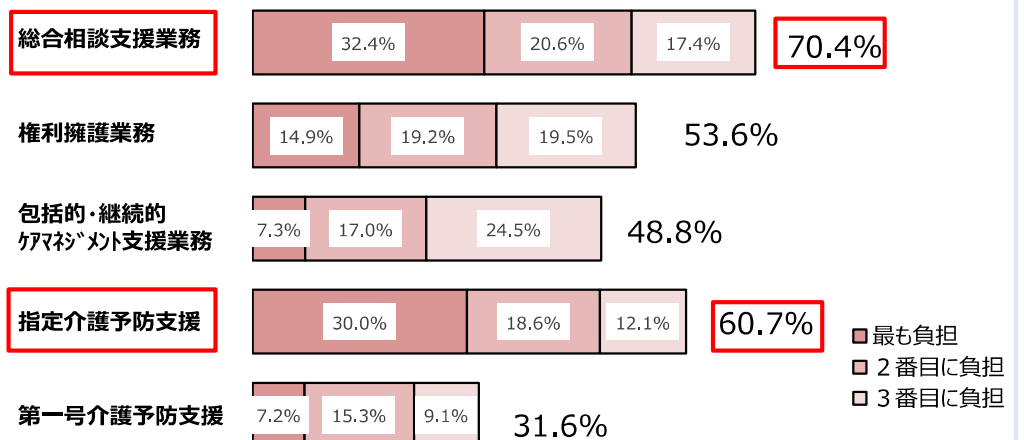
改正の趣旨

- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

改正の概要・施行期日

- 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。
- 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所等は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。
- 施行期日：令和6年4月1日

負担に感じる業務（上位3つまで） ※1037センターからの回答を集計

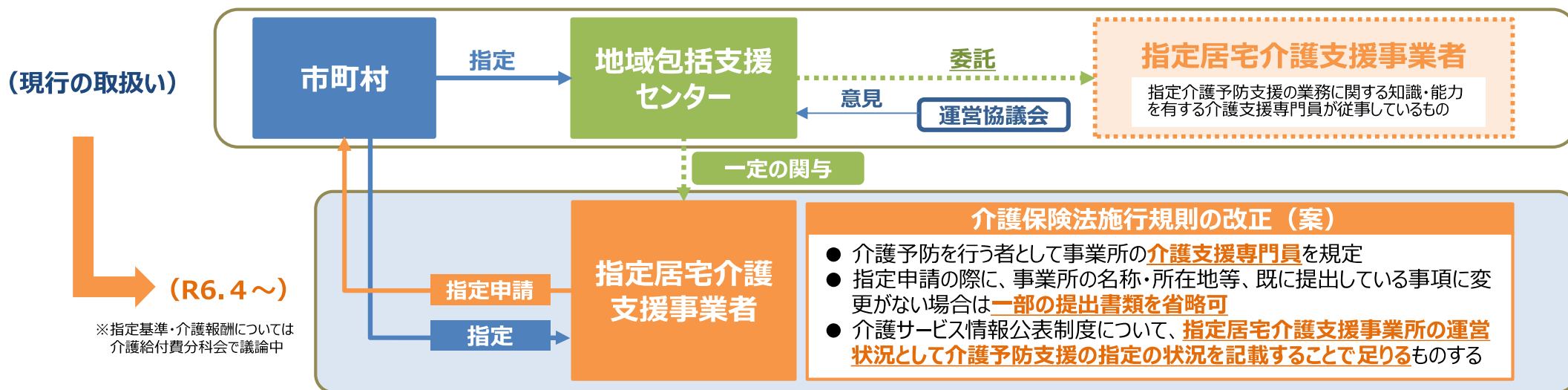


介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

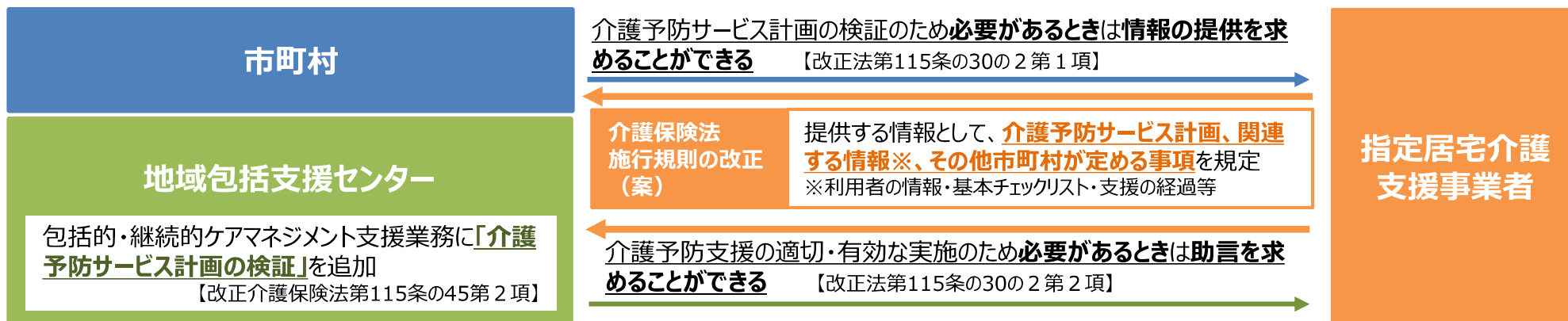
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



総合相談支援事業の一部委託（介護保険法施行規則の改正）

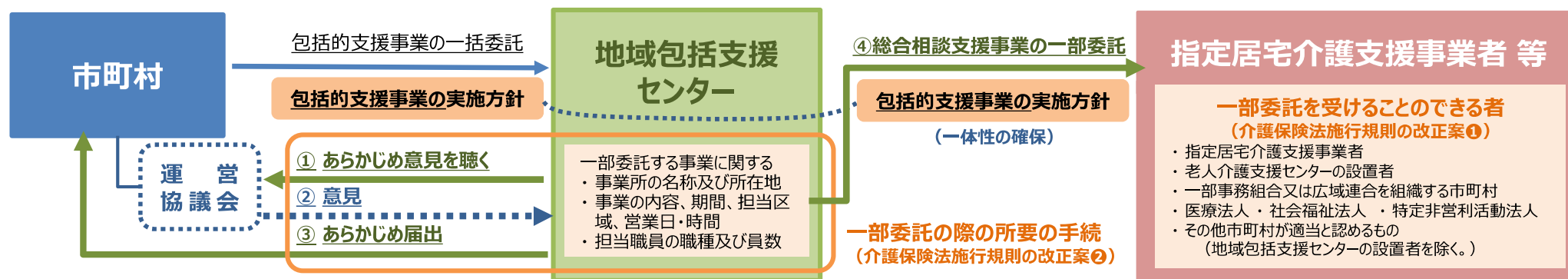
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ また、総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のブランチやサブセンターとしての活用を推進することが適当である。総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。

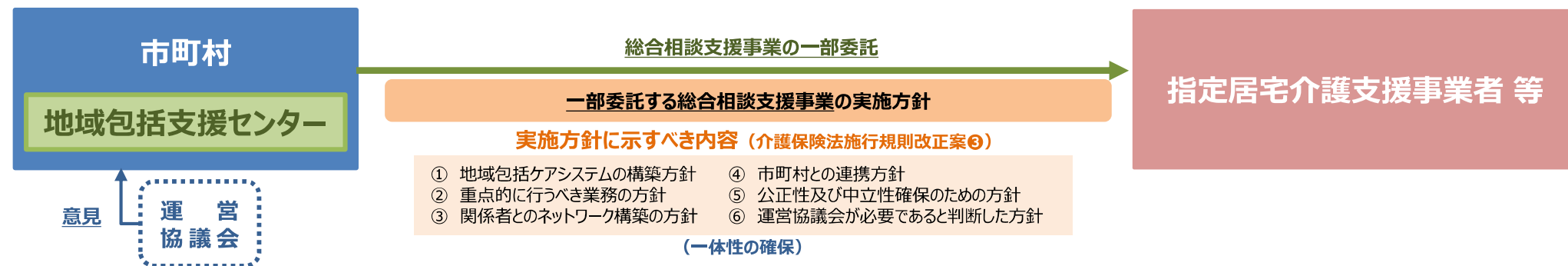
介護保険法 施行規則の改正 (案)

- ① 一部委託を受けることのできる者について、指定居宅介護支援事業者のほか老人介護支援センターの設置者などを定める。
- ② 委託型センターが一部委託を行う際は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で所定の事項を届け出ることとする。
- ③ 一部委託を受けた者は市町村が定める包括的支援事業の実施方針に従い事業を実施することとなるが、市町村直営型センターが一部委託を行う際の実施方針として示すべき内容を定める。

パターン1. 地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託をする場合

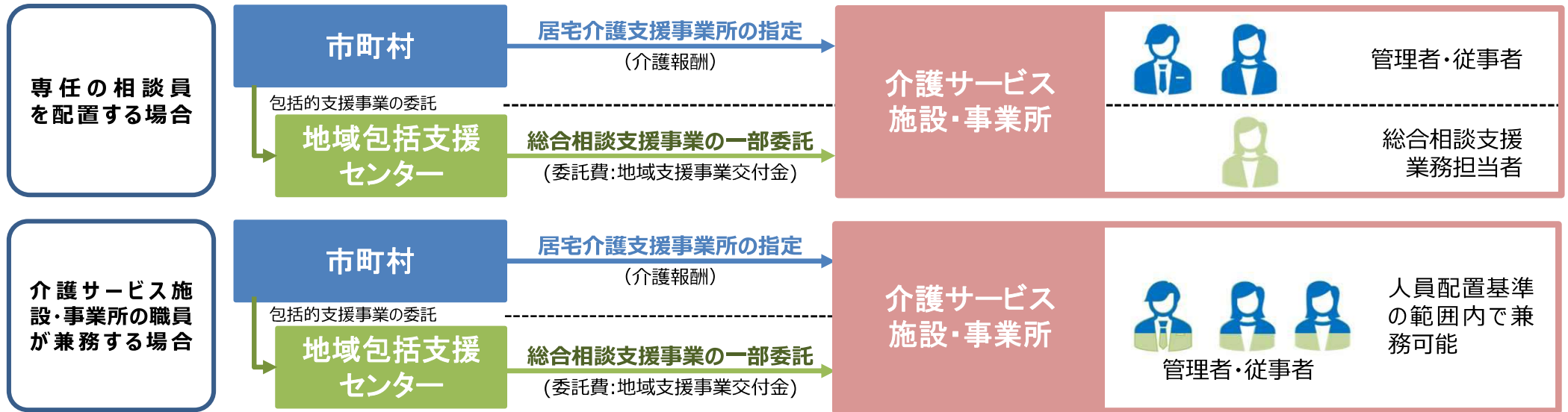


パターン2. 地域包括支援センター（市町村直営型）が一部委託をする場合



(参考) 介護サービス施設・事業所が総合相談支援事業の一部を受託する場合の取扱い

- 介護サービス施設・事業所が総合相談支援事業の一部の委託を受ける場合、当該施設・事業所の介護サービス従事者が総合相談支援事業の業務を兼務する場合は、人員配置基準の範囲内で兼務可能とし、具体的な取扱いは以下のとおり整理される。



- 介護サービス施設・事業所の人員配置基準の範囲内で兼務可能
 - ・ 専従が求められている職種に従事する者は原則として兼務はできないが、利用者の処遇に支障がない場合等に同一敷地内にある他の事業所の職務に従事することが可能とされている場合は、支障がない範囲で兼務可能
 - ・ 専従が求められている職種に従事していない勤務時間帯は当該従事者が総合相談支援事業に従事可能
 - ・ 通所介護等の生活相談員については「利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間」として本来業務の一環として行うことが可能

(例) (※通知事項)

居宅介護支援事業所等の管理者	管理上支障がない場合は同一事業所の他の職務として兼務可
居宅介護支援事業所等の介護支援専門員	専従規定はないため兼務可 (兼務時間を含めて介護支援専門員の勤務時間としてカウント可)
小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員	当該業務に従事する時間帯以外は総合相談支援事業に従事可

介護保険法施行規則の改正等（報告）

厚生労働省老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

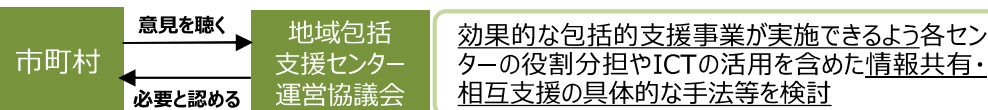
介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置**することを可能とする

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正(案)）
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正(案)）

社会保障審議会 介護給付費分科会（第239回）	参考資料 1
令和6年1月22日	

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

厚生労働省 老健局

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要

【介護予防支援】

- 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。
 - ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】
 - イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】
 - i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。
 - ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。
 - ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】

単位数・算定要件等

<現行>

介護予防支援費 438単位
なし

<改定後>

介護予防支援費 (I) 442単位 ※地域包括支援センターのみ
介護予防支援費 (II) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ

なし

▶ **特別地域介護予防支援加算** 所定単位数の15%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在

なし

▶ **中山間地域等における小規模事業所加算** 所定単位数の10%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

なし

▶ **中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算** 所定単位数の5%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合

介護予防支援費
(II)のみ

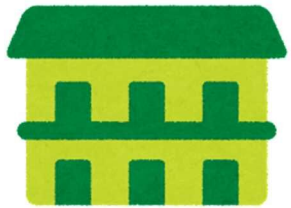
1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

< 現行 >



指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



委託も可 ↓

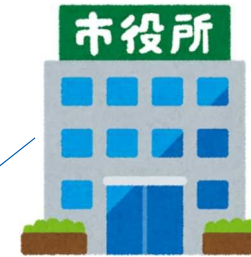
指定居宅介護支援事業者



- 【報酬】**
- 介護予防支援費
 - 初回加算
 - 委託連携加算

- 【人員基準】**
- 必要な数の担当職員
 - ・ 保健師
 - ・ 介護支援専門員
 - ・ 社会福祉士 等
 - 管理者

< 改定後 >



指定 ↙

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



- 【報酬】**
- 介護予防支援費 (I)
 - 初回加算
 - 委託連携加算

- 【人員基準】**
- 必要な数の担当職員
 - ・ 保健師
 - ・ 介護支援専門員
 - ・ 社会福祉士 等
 - 管理者

委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



【新設】

情報提供 ↗

指定 ↘

指定介護予防支援事業者
(指定居宅介護支援事業者)



- 【報酬】**
- 介護予防支援費 (II)
 - 初回加算
 - 特別地域介護予防支援加算
 - 中山間地域等における小規模事業所加算
 - 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

- 【人員基準】**
- 必要な数の介護支援専門員
 - 管理者は主任介護支援専門員 (居宅介護支援と兼務可)

令和5年度指定介護予防支援業務評価結果

(1) 全法人共通で評価対象とするサービス

ア) 介護予防訪問介護

センター	運営法人	利用者数	同事業所の利用者が1/3を超えるもの	③を選択した場合の理由	
博多第5	協会	59	20/59 (33.89%)	①2 ③18	・本人希望日時に対応可能な事業所を選択 ・家族が同事業所を利用していたため ・事業所一覧より本人、家族が選択
博多第7	そよかぜ	106	37/106 (34.90%)	①3 ②6 ③28	・本人希望日時に対応可能な事業所を選択 ・自費利用していた事業所だったため ・本人が複数事業所を比較し希望 ・家族(知人)が利用していたため ・近隣の事業所を本人が希望 ・障がいサービスで利用していた事業所 ・友人より情報を得て本人が希望 ・通所事業所と同じ事業所を本人が希望 ・複数事業所提案後、体験し本人が選択
西第5	医師会	109	42/109 (38.53%)	①5 ②10 ③27	・近所の人(友人)の勧めで本人が選択 ・複数事業所を提案後、本人(家族)が選択 ・本人希望日時に対応可能な事業所を選択 ・夫婦で一緒に利用できる場所を選択
西第8	医師会	78	35/78 (44.87%)	①7 ②2 ③26	・自宅近くの事業所選択 ・本人希望日時に対応できる事業所を選択 ・複数事業所を提案後、本人が選択 ・夫利用の訪問サービスとの日時調整ができた事業所を選択 ・妻(夫)が利用していた事業所を本人が希望 ・前事業所の閉鎖に伴い、希望の日時に対応できる事業所を選択 ・ホームページより本人が選定 ・入居している施設の系列の事業所を本人が希望 ・本人が急ぎの支援を希望、対応可能な事業所を選択

イ) 介護予防訪問看護

センター	運営法人	利用者数	同事業所の利用者が1/3を超えるもの	③を選択した場合の理由	
東第7	協会	12	4/12 (33.33%)	③4	・訪問型サービスと同系列の事業所を本人が希望 ・本人の希望日時に対応可能な事業所を選択
博多第1	医療団	37	13/37 (35.13%)	①2 ③11	・主治医の勧め ・複数事業所提案後、本人選択 ・本人の希望日時に対応可能
南第6	医師会	7	3/7 (42.85%)	③3	・複数事業所の情報提供行い、本人家族が選択
南第10	医師会	12	6/12 (50.00%)	③6	・入院中に本人と病院SWで選択 ・複数事業所を提案し、本人が選択
早良第1	協会	16	6/16 (37.50%)	①2 ③4	・本人希望日時に対応可能な事業所を選択
早良第3	医師会	6	2/6 (33.33%)	③2	・以前夫が利用していたため ・主治医の勧め
早良第5	医師会	6	2/6 (33.33%)	①1 ③1	・医療の訪問看護からの移行
早良第7	医師会	5	3/5 (60.00%)	③3	・本人希望日時に対応可能な事業所を選択

ウ) 介護予防通所介護

センター	運営法人	利用者数	同事業所の利用者が1/3を超えるもの	③を選択した場合の理由	
博多第1	医療団	88	43/88 (48.86%)	①4 ③39	・複数事業所提案後、本人選択 ・友人が利用

工) 介護予防通所リハビリテーション

センター	運営法人	利用者数	同事業所の利用者が1/3を超えるもの	③を選択した場合の理由	
東第6	ちどり	117	40/117 (34.18%)	①3 ③37	・利用していた事業所が当該事業所に統合され、本人が利用継続を希望 ・自宅の近所 ・複数事業所提案後、体験し本人が選択 ・主治医医療機関の系列事業所を本人が希望 ・本人の希望日時に対応可能な事業所を選択 ・家族が利用している事業所を本人が希望 ・自宅の近所で送迎可能な事業所を本人が選択
東第7	協会	43	16/43 (37.20%)	③16	・主治医の勧め ・自宅から近く、医療と連携したリハビリを希望
東第9	医師会	45	20/45 (44.44%)	①4 ③16	・複数事業所を提案後、体験利用し本人が選択 ・受診中で体験利用し本人が希望 ・入院中に体験利用しており本人が選択 ・妻がすでに利用しており、妻からの勧めで本人が希望 ・友人からの強い勧めがあり本人が選択 ・入院していたのでそのまま移行 ・以前夫が利用していたため本人が選択 ・近隣でかかりつけ ・包括の情報提供前に本人・家族が選択 ・自宅から一番近い通所リハを本人が希望
東第10	原土井	65	23/65 (35.38%)	①11 ③12	・本人の希望（手術をしたことのある病院だった、徒歩で行ける） ・医療リハビリ後の移行を本人が希望 ・通院している病院系列で本人と家族が希望 ・要介護の時から利用していた ・本人、家族の希望で体験し決定
東第11	医師会	56	19/56 (33.92%)	①3 ③16	・主治医からの勧め ・複数事業所を体験した結果、本人、家族が選択 ・口腔訓練希望、本人と家族が選択 ・近隣事業所希望し、体験後本人が選択 ・本人希望で事業所変更を数回行った結果、本人が選択 ・かかりつけ医療機関だったため本人が希望 ・家族が利用しているため本人も一緒に利用希望 ・本人希望日時に対応可能な事業所を選択
博多第1	医療団	86	33/86 (38.37%)	①11 ③22	・自宅近所 ・外来リハビリから移行 ・友人利用 ・主治医の勧め ・複数事業所提案後、本人が選択
			31/86 (36.04%)	①5 ③26	・主治医の勧め ・複数事業所を提案後、体験利用し本人が選択 ・本人希望（入院していた病院、自宅が近い）
博多第2	医師会	30	18/30 (60.00%)	③18	・かかりつけ医・通院先のため本人が選択 ・複数事業所提案後、体験利用し本人が選択 ・自宅に近いということで本人が希望 ・家族も利用していたため本人、家族が希望 ・医療リハビリを利用しておりそのまま介護保険に移行
博多第3	医師会	46	27/46 (58.69%)	①6 ②21	・自宅の近所 ・主治医の勧め ・複数事業所を提案後、体験利用し本人が選択 ・入院先の勧め ・要介護から引き続き同じ事業所を希望
博多第7	そよかぜ	32	11/32 (34.37%)	①1 ③10	・複数事業所提案後、体験し本人が選択 ・受診先の系列のため本人が希望 ・主治医の勧め ・家族が利用しているため希望
中央第2	医師会	7	3/7 (42.85%)	①1 ③2	・主治医の勧め、本人（本人家族）の希望
中央第3	協会	57	34/57 (59.64%)	①3 ②1 ③30	・複数事業所を提案後、体験利用し本人が選択 ・包括の情報提供前に本人・家族が選択 ・知人の紹介 ・主治医がいる事業所のため本人が希望
中央第4	協会	56	34/56 (60.71%)	①9 ③25	・複数事業所を提案後、体験利用し本人が選択 ・妻が利用中であり本人が選択 ・入院中に体験利用を行い、本人が選択 ・自宅の近所 ・友人の勧め
南第3	医師会	35	17/35 (48.57%)	①3 ③14	・受診中で、自宅から近いこと本人の意向 ・情報提供前に、本人が選択 ・主治医より提案 ・医療リハで利用しており、そのまま本人希望 ・前利用事業所からの紹介 ・本人が自身で調べて希望 ・複数事業所体験し、本人が希望
南第5	協会	55	22/55 (40.00%)	①7 ③15	・同院の医療リハビリを利用しており、本人が選択 ・複数事業所体験後、本人が選択 ・主治医がいる病院系列の事業所のため ・本人宅近隣の事業所であり、本人が選択
南第7	医師会	44	24/44 (54.54%)	①4 ③20	・かかりつけ医で、主治医の勧めにより選択 ・通院先のため
南第8	医師会	27	9/27 (33.33%)	③9	・複数事業所提案後、本人が選択 ・通院先であり本人が希望 ・主治医のいる病院系列であり本人が希望 ・過去に利用しており本人の希望
南第9	寺沢病院	57	26/57 (45.61%)	①6 ③20	・自宅の近所 ・家族（友人）が利用しているため選択 ・通院している病院のため本人（家族）が選択 ・複数体験後、本人が選択 ・家族の勧め ・本人の希望日時に対応可能な事業所を選択
南第10	医師会	34	14/34 (41.17%)	①1 ③13	・複数事業所を提案後、本人が選択 ・外来リハビリからの移行を本人が希望 ・受診先の系列事業所で本人が希望 ・自宅の近所で本人が希望

エ) 介護予防通所リハビリテーション (つづき)

センター	運営法人	利用者数	同事業所の利用者が1/3を超えるもの	③を選択した場合の理由	
城南第1	協会	86	38/86 (44.18%)	①9 ③29	・複数事業所提案後、体験し本人が選択 ・医療リハビリからの移行 ・情報提供前に本人家族が選択
城南第2	市社協	52	25/52 (48.07%)	①5 ③20	・情報提供前に本人(家族)が選択 ・複数事業所を提案後、本人が選択
城南第4	協会	56	21/56 (37.50%)	①5 ③16	・主治医の提案 ・家族(近隣住民)が利用しており本人が希望 ・本人の意向に沿う運動の提供がある ・自宅から近いため ・同法人の訪問リハビリから移行
城南第5	医師会	60	34/60 (56.66%)	①14 ③20	・主治医の系列事業所を本人が選択 ・複数事業所提案後、体験し本人が選択 ・夫(妻)が利用しており本人が選択 ・情報提供前に本人が選択していた ・入院中に主治医の勧めがあり本人が選択 ・系列の体操教室に通っていたため本人が選択
早良第1	協会	65	36/65 (55.38%)	③36	・主治医の勧め ・複数事業所提案後、体験し本人が選択 ・自宅の近所 ・家族が利用 ・医療保険から介護保険への移行
早良第7	医師会	33	14/33 (42.42%)	①5 ③9	・複数事業所を提案後、体験し本人が選択 ・言語聴覚士がおり、かつ短時間の利用が可能な所を本人が選択 ・友人が利用 ・ショートステイ利用も可能なところを家族と本人が希望 ・利用中の訪問看護と同系列の事業所を希望 ・主治医の勧め ・自宅の近所
西第1	医師会	41	20/41 (48.78%)	①4 ③16	・妻が利用しており本人希望 ・主治医の勧め ・入院中に勧められ本人が選択 ・見学し本人が選択 ・島在住で対応可能な事業所だったため ・情報提供前に本人が選択
西第3	和仁会	56	22/56 (39.28%)	①14 ③8	・情報提供前に本人が選択 ・主治医の勧め ・自宅の近所
西第4	協会	52	32/52 (61.53%)	①5 ③27	・主治医の勧め ・自宅の近所 ・家族が利用中(以前利用していた) ・同事業所の医療リハビリを利用していただけ本人希望
西第8	医師会	91	34/91 (37.36%)	①1 ③33	・医療リハビリ終了後、主治医がいる病院系列事業所を本人が希望 ・複数事業所を体験し本人が選択 ・知人(親戚)が利用しているため ・友人と一緒に体験利用し、本人希望 ・自宅近くの事業所 ・主治医の勧め

(2) 運営法人別に評価対象とするサービス

ア) 介護予防訪問リハビリテーション

センター	運営法人	利用者数	同事業所の利用者が1/2を超えるもの	③を選択した場合の理由	
該当なし					

イ) 介護予防短期入所

センター	運営法人	利用者数	同事業所の利用者が1/2を超えるもの	③を選択した場合の理由	
南第2	順和	1	1/1 (100%)	③1	複数事業所を紹介し、本人が自宅から近い事業所を選択
中央第5	桜十字	1	1/1 (100%)	③1	主治医の勧め